

令和8年3月25日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録
審議事項：林地開発許可・保安林の指定解除について

令和8年4月13日

議事録署名人 ■■■ ■■■

事務局 (篠田班長)	定刻となりましたので、令和7年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を始めたいと思います。 事務局で司会を務めます森林保全課の篠田と申します。本日は、個別諮問案件等3件と包括諮問案件1件について、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。 はじめに、森林保全課長の伊藤から挨拶を申し上げます。
事務局 (伊藤課長)	(挨拶)
事務局 (篠田班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。今泉部会長、よろしくお願いいたします。
今泉議長	はい。それでは、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について、事務局から報告してください。
事務局 (篠田班長)	はい。本日の傍聴者は、0人であることを報告いたします。
今泉議長	次に、事務局から、定足数の充足状況の報告と資料の確認をお願いします。
事務局 (篠田班長)	はい。まず、定足数の充足状況を報告いたします。本日は、委員4人に御出席いただいております。静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。 資料は、机上に御用意させていただきました。中部電力株式会社の2件については、原子力発電所関係ということで、部外秘の扱いとなっております。審議会終了後回収させていただきますので、予め御了承ください。
今泉議長	わかりました。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。 議事録への署名については、名簿順で■■■委員をお願いしたいと思います。■■■委員、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に従い、議事を進めます。個別諮問案件等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (篠田班長)	<p>ファイルナンバー04「議案一覧」を御覧ください。本日の議案は3件ございます。</p> <p>まず、林地開発許可について、1件目は、浜岡原子力発電所における津波対策工事に関する変更許可申請になります。</p> <p>2件目は、土石の採掘に関する更新許可申請になります。</p> <p>また、保安林の指定解除について、浜岡原子力発電所関係で発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電施設用地への転用を目的とする申請がございます。</p> <p>1件目と3件目は関連する案件になりますので、1件目、3件目、2件目の順で説明させていただきます。</p>
今泉議長	それでは、説明をお願いします。
事務局 (篠田班長)	<p>まず、御前崎市佐倉における浜岡原子力発電所における津波対策工事について、審査機関である中遠農林事務所から説明いたします。本件は、開発の目的、態様からみて、県民の生活等に相当の影響を及ぼすと認められることから、諮問の取扱い基準第1の1(3)に該当し、個別諮問となるものです。資料は、ファイルナンバー05「林地開発調書(中部電力株式会社)」を御覧ください。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	(説明)
今泉議長	ただいまの説明について、不明な点等ございましたら、御発言をお願いいたします。
■■■■委員	<p>現地調査の際の説明と変わった部分があるような気がしましたので確認したいのですが、■■■■に土砂流出防止柵を施工するという説明がありましたが、現地調査の際はそのような説明はありませんでした。今回付け加えた理由を教えてください。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	<p>計画の変更はしておりません。柵は土砂の流出防止を目的としたものになりますので、仮設のものになります。工事施工中の仮設構造物になります。</p>
■■■■委員	<p>モルタル吹付をする前は土砂が流れてしまうので、それを防止するということですね。わかりました。</p>
■■■■委員	<p>維持管理上必要ないのですね。終わったら取ってしまう、と。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	はい。そのとおりです。
■■■■委員	わかりました。

今泉議長	はい、それでは何かほかにございますでしょうか。
■■■委員	現地調査でもお聞きしましたがもう一度確認させてください。伐採した木はどのように処分しますか。
中遠農林事務所 (村松総括主査)	事業区域外に搬出します。
■■■委員	<p>現地では、松枯れと思われるマツの枯死木がかなり目立っていました。大きい状態で搬出してどこかに放置してしまうと松枯れの拡大が懸念されます。処理場に運ばないのであればかなり細かく確認するか、適切な方法で処理する必要があると思います。</p> <p>それから、造成森林のところに種子吹付とあります。メドハギ、ヤマハギ、ヨモギは、中国産が混じることがよくあります。外国産は使わないようにお願いします。地域性種苗が望ましいですが、まずは外国産は使わないでいただきたいです。</p> <p>また、造成森林にクロマツが入っています。造成森林は北寄りのところにまとまっていたかと思います。既存の森や北側で遠州のからっ風を第一線で受けないところでは、松枯れの恐れのあるクロマツではなく、海岸林として用いられるウバメガシ、トベラ、シャリンバイ、ハマヒサカキだけで十分ではないかと思います。第一線であればクロマツを植えておいた方がいいと思いますが、風が吹き付けない場所であれば、松枯れ被害を増やさないためにも、マツでなくてもいいのではないかという気がします。</p>
中遠農林事務所 (村松総括主査)	最後の御指摘については、今回の変更区域ではないので、既に施工されている可能性があります。未施工の場合は配慮するよう、事業者にも助言いたします。
■■■委員	図面で造成緑地の部分がありますが。
中遠農林事務所 (村松総括主査)	今回の申請区域には、ごく小さい造成緑地がありますが、それ以外の部分は残置森林か造成面になっています。
今泉議長	その他何かございますでしょうか。
■■■委員	造成森林は変更前はずっとたくさんありましたよね。造成森林の予定だった部分で造成森林でなくなっているところがありますが、造成したものがなくなるのでしょうか。
中遠農林事務所 (村松総括主査)	防波壁より南側に造成森林と思われるものは現状ではありません。造成されていたとしても、再造成ということになります。

■■■委員	もともとどうしてこの面積・箇所が造成森林になっていたのでしょうか。造成森林が減るわけですが、問題はありますか。
中遠農林事務所 (村松総括主査)	当初はこのような計画でしたが、■■■■が浮上しました。その結果造成森林が減ることになりますが、森林率の基準は満たされています。土堤の形も基準を満たしており、支障はないと考えます。
今泉議長	その他何かありますでしょうか。
■■■委員	今回、■■■■が、残置森林の部分は特に問題はないのでしょうか。
中遠農林事務所 (村松総括主査)	■■■■必要な範囲についてのみ造成し、木を伐採しなくてもいい範囲は極力残すという考え方で整理しております。ここは残っていても問題がないと判断しています。
■■■委員	わかりました。
今泉議長	その他何かありますでしょうか。 御質問がないようですので、付帯意見の検討に移ります。この件について、付帯意見とするべき意見がありましたら、御発言をお願いします。
■■■委員	■■■委員のおっしゃっていた在来種の話はいかがでしょうか。
今泉議長	付帯意見とすると強制力が生じるのでしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	対応できるか検討するよう指導はできると思います。 国産種子の流通範囲がかなり狭いという事情もありますので、検討の結果対応が難しいという回答が返ってくる可能性があります。
■■■委員	地域性種苗であればいいけれど、そうでない場合は、種としての、ヨモギ等の在来のものではなく、いっそのこと、新東名で使うような牧草の方が良いとか、そういうような検討をしていただければありがたいです。
森林保全課 (篠田班長)	枯損しているマツに関しても、松くい虫による被害と思います。 放置せずにしかるべき対応を求めていくべきと考えます。
森林保全課 (伊藤課長)	昨年は湖西あたりで広がっていましたが、最近は御前崎や牧之原で松枯れが増えていて、県で対応しなければいけないと考えています。 マツノマダラカミキリが卵を産んだ後の木を処理しないとまたカミキリムシが出てきて広がってしまうものですから、林業行政としてしっかりやっつけていかなければならないところだとは思っています。

今泉議長	<p>それでは、「枯損しているマツの処理にあたっては、松枯れが拡大しないよう、十分な配慮を行うこと。」を付帯意見としたいと思います。</p> <p>種子については、指導の中で国産の使用を求めていくということによろしいでしょうか。</p>
■■■委員	<p>種子についての件ですが、過去に検討を求める付帯意見を付したことがあるようです。大きい開発現場で率先してやっていただかないと進まないという事情もあります。検討だけでも入れていただくとよろしいかと思います。</p>
■■■委員	<p>過去の「在来種子を検討すること」「郷土個体の種子の導入を検討すること」というフレーズが参考になりそうですね。</p>
今泉議長	<p>それでは、2つ目の付帯意見として、「種子吹付による緑化は、国産種子を検討すること。」を付したいと思います。</p> <p>特に重要な意見とするべき意見についてはいかがでしょうか。</p> <p>一番目の方が重要度が高いようにも思われますが。</p>
各委員	(異議なし)
今泉議長	<p>1つ目を特に重要な意見としたいと思います。</p> <p>それでは、「枯損しているマツの処理にあたっては、松枯れが拡大しないよう、十分な配慮を行うこと。」を特に重要な意見とし、「種子吹付による緑化は、国産種子を検討すること。」とともに付帯意見とした上で、議案、御前崎市佐倉における浜岡原子力発電所における津波対策工事に係る林地開発変更許可申請については、「森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」ということで答申します。</p> <p>それでは、次の案件の説明をお願いします。</p>
事務局 (篠田班長)	<p>御前崎市佐倉における発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電施設用地への転用について、審査機関である森林保全課から説明いたします。本件は、転用に係る保安林の面積が1ha以上であることから、諮問の取扱い基準第2の1に該当し、諮問がありました。資料は、ファイルナンバー06「保安林転用計画調書(中部電力株式会社)」を御覧ください。</p>
森林保全課 (大石主査)	(説明)
今泉議長	<p>ただいまの説明について、不明な点等ございましたら、御発言をお願いいたします。</p>

各委員	(意見なし)
今泉議長	特に御意見はございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
今泉議長	<p>それでは、こちらの案件についても付帯意見を検討しなければいけません。御意見はありませんでしたので、付帯意見はなしということにしたいと思います。</p> <p>それでは、答申を取りまとめたいと思います。議案、御前崎市佐倉における発電用施設周辺地域整備法第2条に規定する発電施設用地への転用に係る保安林の指定解除申請については、「森林法第26条第2項の規定により、解除しても差支えない」ということで答申します。</p>
■■■委員	用語だけ教えてください。「一級地」とは何でしょうか。
森林保全課 (大石主査)	治山事業や傾斜度25度以上のもの、地形・地質等から崩壊しやすいものなど、保安林の解除を避けるべきところです。
■■■委員	危ない「一級」ということですね。
森林保全課 (篠田班長)	重要度が高いという意味合いで、保安林解除がよりしにくい条件に該当するものです。
■■■委員	わかりました。
今泉議長	よろしいでしょうか。ここで10分間の休憩といたします。この時計で15:10に審議を再開します。
今泉議長	それでは、次の案件の説明をお願いします。
事務局 (篠田班長)	浜松市浜名区四大地における土石の採掘について、審査機関である浜松市から説明いたします。本件は、開発行為の区域の拡大に係る森林の面積が、前回、個別に諮問した後に合計で5ha以上になることから、諮問の取扱い基準第1の1(2)イに該当し、個別諮問となるものです。資料は、ファイルナンバー07「林地開発調書(中部採石工業株式会社)」を御覧ください。
浜松市 (内山職員)	(説明)
今泉議長	ただいまの説明について、不明な点等ございましたら、御発言をお願いいたします。

(内山職員)	沿いに細長い沈砂池があり、それが3号になります。
■■■委員	余水吐の前にあったのは沈砂池ではないということですね。 一番大きな沈砂池に入った水は、そのまま都田川に流れるのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	1号調整池兼沈砂池で、土砂を堆積し、上澄みの水をポンプで都田川に流します。
■■■委員	あの池は名前があるのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	調整池の一部です。
■■■委員	2号の水は3号に入るのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	入ります。
■■■委員	余水吐のところにも土砂が貯まる気もしますが、浚渫はするのでしょうか。
浜松市 (内山職員)	定期的に浚渫します。
■■■委員	浚渫した土砂は何かにするのでしょうか。事業区域外には持っていかないですね。
浜松市 (内山職員)	具体的なところはわかりませんが、区域外にはもっていかないと思います。
■■■委員	沈砂池の容量は流域面積で決まるとは思いますが、表面の状況は関係しませんか。開発状況にもいろいろあって、山を切って土砂を掘り出しているの、普通に木を切ったところと比べると、土砂の出る割合が大きいように思いますが、基準は一緒ですか。
浜松市 (内山職員)	採石の基準で200~400m ³ というのがあります。
森林保全課 (篠田班長)	開発したときに流出するであろう土砂を想定した計算になっております。
■■■委員	被覆状況を考慮しているということですね。 今まで都田川について濁りで苦情があったということもありませんよね。
浜松市 (内山職員)	ありません。

今泉議長	その他いかがでしょうか。
■■■委員	<p>4頁に苗で用いるものとしてハンノキやヤシャブシがあるのですが、ハンノキというのはヤマハンノキですか。ハンノキは湿地に生える種で岩盤には植えません。おそらくオオバヤシャブシではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>切土法面にはただのハンノキは付かないです。ヤシャブシで大きさの違うもの、オオバヤシャブシやヒメヤシャブシで問題ないかと思えます。小段のところにサンゴジュとありますが、分布としては東海地方とありますが、ほとんど自生していません。火に耐性があるので工場緑化でよく使われていましたが、あえてここで入れる必要はないと思います。既に切土のところで緑化が上手く進んでいましたので、あの箇所を参考にされたら素晴らしいものになると思います。</p> <p>種子配合については、ススキ、イタドリ、ヨモギとありますが、中国産が混ざってきやすい種ですので、そのあたり検討された方がよいと思います。また、100 m²当たり1 kgとありますが、ススキを100 m²当たり1 kg集めて撒くのはかなり大変だと思います。コナラも吹付とありますが、仮置きする表土と混ぜて転がしておくだけでよいと思います。せっかく切土法面が戻ってきていますので、それを参考に計画を立てた方がよいと思います。</p> <p>県は、書類の書き方について事前に書き方の指導はされないのでしょうか。</p>
森林保全課 (伊藤課長)	浜松市が許可を出すので、審査は市が行っています。
■■■委員	種子の話はいつもしていますので事前に伝えておいてもらえたらと思いました。
今泉議長	付帯意見は必要でしょうか。
■■■委員	以前、切土法面で緑化が上手くいっているところに視察に行きましたが、ススキの穂を持って歩いたり種子を撒いて歩いたりしたらきれいに戻ったという話もありました。ちょっとしたことで戻るようですので、郷土個体が、と無理しなくても、周囲で採れた種子を撒けば戻るということを認識していただければと思います。
今泉議長	他に何かありますでしょうか。

■■■委員	用語を教えてくださいなのですが、31 頁にある「うなぎ止め工」とはどんなものですか。
森林保全課 (篠田班長)	管の中を水が流れる時に、水の振動で管が暴れてしまうことがあります。管を留める構造物を真ん中あたりにコンクリートなどで入れて暴れるのを防ぐのですが、それを「うなぎ止め工」と呼んでいます。
今泉議長	他に御質問はありますか。
■■■委員	沈砂池に貯まっている土砂が茶色い土砂で、表土を取り置いているけれど急こう配の斜面に盛りこぼしていて、表土がもったいないとか、流れていったりしないのかというのが気になりました。 平らなスペースに取り置いた方が表土を保管できていいのではないかと思います。
今泉議長	他はよろしいでしょうか。それでは意見のとりまとめに入りたいと思います。浅見委員御指摘の樹種の選定は重要なポイントだと思いますので付帯意見に入れたいと思います。 「既存の造成森林において、生育の良い種を参考にし、今回の緑化植物の選定を行うこと。」というのはいかがでしょうか。
■■■委員	これを植えるということを事業者は言っているわけですが、見直すように言っているのでしょうか。
今泉議長	対応可能なら見直すという回答をもらえると思います。難しいことではないと思います。書類の記載に正確性が足りていないということもありますし。 実際どのような樹種になるのか、市から事業者を確認するようにしていただきたいと思います。
浜松市 (内山職員)	はい。
■■■委員	質問ですが、「調整池の浚渫を定期的に行い、適切な維持管理に努めること」という付帯意見が付くのはどういうときでしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	稀ではありますが、調整池の中でヨシなどの植物が生えてしまい、植物があることによって調整容量が少なくなる場合があります。また、浚渫してはいるけれども一部土砂が貯まっているような状況が見られることもあります。そういった場合にこのような付帯意見をいただくことがあります。
■■■委員	何らかの懸念事項がある場合に付くということですね。わかりました。

今泉議長	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>特に重要な意見とするかですが、普通の付帯意見で良いかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	(意見なし)
今泉議長	<p>それでは、答申を取りまとめたいと思います。</p> <p>「既存の造成森林において、生育の良い種を参考にし、今回の緑化植物の選定を行うこと。」を部会からの付帯意見とした上で、議案、浜松市浜名区四大地における土石の採掘に係る林地開発許可申請については、「森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」ということで答申します。</p>
今泉議長	それでは、次の案件に移ります。包括諮問案件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (篠田班長)	<p>はい。ファイルナンバー08「包括諮問案件一覧」を御覧ください。</p> <p>本日報告する包括諮問案件は、1件でございます。</p> <p>三島市徳倉における「建設発生土の再資源化処理施設」の設置を目的とする開発行為について、概要を審査機関である東部農林事務所から説明いたします。</p>
東部農林事務所 (鈴木主査)	(説明)
今泉議長	ただいまの説明について、不明な点等ございましたら、御発言をお願いいたします。
■■■委員	調整池のところで許容放流量の中に全体と調整池がありますが、どう見ればよいのでしょうか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	「全体」は事業区域全体から流してよい流量、「調整池」は「全体」から直接流出を除いた、流してよい流量です。
■■■委員	全部調整池に入るわけではなく一部は直接放流になるということですね。沈砂池は通るといえるのでしょうか。沈砂池兼調整池ということは、沈砂池を通らずに出てしまうということになるかと思いますが。
東部農林事務所 (鈴木主査)	今回、直接放流区域の土地の改変がないので、沈砂池は不要です。元々改変していた場所にもありません。
■■■委員	沈砂池は、改変した場合に必要なということでしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	改変が生じた時には設けます。改変がなければ、開発に伴う土砂流出が生じないので設けていません。

■■■委員	<p>わかりました。調整池で 17mm/h に絞れば残流域から流れてもトータルで 24mm/h になるから大丈夫だということですね。</p> <p>「23.98 時間」は、今回は対象ではないけれど念のため計算したということで、調整池が 15mm/h 未満ではないので、25 時間だったとしても違反ではないということですね。</p>
東部農林事務所 (鈴木主査)	はい。
■■■委員	余水吐の構造のところは、なぜ 100 年確率降雨流量の 1.5 倍以上から 200 年確率降雨流量の 1.2 倍以上に変わったのでしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	林野庁の技術的助言という、県が審査基準を定めるときに参考に行っているものがあるのですが、その見直しがあり、それに合わせて県も基準を改正しました。
森林保全課 (石橋主幹)	県は、令和 4 年頃に改正しました。採石事業については、昔の基準で許可を取ってその調整池を使い続けているので、当時の基準が適用されています。
■■■委員	先ほどの浜松市の案件には、これは適用されない、と。
森林保全課 (篠田班長)	前回の許可が一回終わっているんで、今回新規扱いになり、改正後の基準が適用され改修が必要になるという整理になります。
■■■委員	参考までに知りたいのですが、なぜこれを大きくする必要があるのでしょうか。雨が增えるというのはわかりますが、大きくすればするほど川への負担が大きくなるだけではないでしょうか。川にたくさん流される方が不都合な気がするのですが。余水吐なので、この場所での氾濫を減らすという意味でしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	調整池の堤体を保護するために設けられている構造なので、近年の降雨量の増を勘案して林野庁が採用した基準だと思われます。
■■■委員	わかりました。
今泉議長	その他何かありますでしょうか。
■■■委員	土地利用計画図で、搬入土・改良土というのは土のまま置かれるということでしょうか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	はい。図のカメラマークで隠れてしまっていますが、この部分にホイールローダーとか、土を運ぶベルトコンベアーの付いた車両系の機械があります。再資源化施設といっても建屋を作って工場のようにやるのではなく、建設発生土を持ってきてそこに一回積み、土壌改良剤を混ぜてより良質な土にして売るといった施設にしたいそう

	です。
■■■委員	盛土の高さはどのくらいですか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	今の計画では、2 mいかない程度と聞いています。平らに盛ります。
■■■委員	大雨が降って調整池の方まで流れるということにはなりませんか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	流れてしまわないように、高さを押さえて勾配を緩くするそうです。
■■■委員	緑のところは、将来的に森林になるということなののでしょうか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	当初許可時の造成森林です。スギ、ヒノキを法面に植栽しており、一部吹付を行っています。
■■■委員	処理が済んでから何年くらい経っているのでしょうか。
東部農林事務所 (鈴木主査)	完成は令和5年です。撮影時点は令和8年なので3年ほど経っています。
■■■委員	こちらの写真からはススキくらいしか確認できず、あまり木のようなものが見えません。
東部農林事務所 (鈴木主査)	<p>近づくともススキの間にスギとヒノキがありますが、まだ草と同じくらいの高さにはしか育っていません。</p> <p>林地開発許可が完了した後も、定期査察といって、年に1回は県職員が現地に行き、残置森林を切っていないか、造成森林が育っているかなどを確認しております。この現場については、草に負けているのではないかという懸念がありましたので、事業者になるべく林業で行うような下草刈りを実施するよう指導しました。</p>
■■■委員	植えた苗が小さかったということですか。
森林保全課 (篠田班長)	<p>極端に小さいということはありませんが、30 cmくらいのものを植えるので、植栽してから7年くらいは草と競合してしまう時期があります。林業として木を育てる場合は、植えてから7年くらいは下草刈り（苗木の周りの草を刈って生育を助けるという措置）をしますが、この現場は斜面になっているので難しいところはあるかもしれません。</p> <p>ただ、下草刈りをしないと絶対に育たないかということではありません。林業として木を育てる場合は、なるべく早く大きくするために下草刈りをします。ただ、この現場で完全に草に負けてしま</p>

事務局 (篠田班長)	はい。ファイルナンバー10「令和8年度静岡県森林審議会林地保全部会の開催計画について」を御覧ください。令和8年度は、6月、9月、12月の3回の開催としたいと考えております。令和7年度までは3月も開催しておりましたが、近年、個別諮問のない月が散見されることから、3月の開催を取りやめるという計画としました。
今泉議長	開催計画について、御意見はありますか。
■■■委員	今まで3月は案件が多かったイメージですが、3月をなくしても大丈夫でしょうか
森林保全課 (伊藤課長)	年間の計画はホームページで公表し、申請者となりうる方にはお知らせしていますので、それで対応をしていきたいと思えます。
今泉議長	それでは、来年度の開催については事務局提案のとおり年3回の開催としたいと思えます。 次回の開催予定について、事務局から説明してください。
事務局 (篠田班長)	はい。次回6月の開催予定日については、先にお知らせしたところですが、案件が確定しましたら、改めて日程を連絡いたします。 なお、今後の審査や補正の状況により、日程を減らして開催する可能性がございます。大変恐縮ですが、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。 事務局からは以上です。
今泉議長	事務局は、今回付した付帯意見への対応状況を、次回の部会の席上で報告してください。 また、事務局は、議事録を取りまとめ、議事録署名人である■■■委員の署名を受けてください。 以上をもちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。
今泉議長	これにより、議長の任を終え、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (篠田班長)	今泉部会長、ありがとうございました。 最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の伊藤から皆様に、お礼を申し上げます。
事務局 (伊藤課長)	(挨拶)
事務局 (篠田班長)	これにて、本日の林地保全部会を閉会いたします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。 中部電力株式会社の資料に関しては、机上に置いたままにしてくださいますようお願いいたします。お気をつけてお帰りください。